

【 諮問事項 】 不均一保険料率（医療費の地域格差の特例）の設定について

1 制度概要

医療費の地域格差の特例

（高齢者の医療の確保に関する法律附則第 14 条）

- ①特例期間 最大 6 年間
- ②適用条件 被保険者に係る療養の給付等に要する費用の額が著しく低い市町（施行前 3 年間（平成 15 年度から平成 17 年度）の平均で一人当たり老人医療給付費が広域連合全体と比較して 20 % 以上低く乖離している市町）
- ③特例割合 均一保険料率との差が、対象市町の判定に用いた給付等に要する費用の額の乖離率（給付費比率）の平成 20、21 年度は 3 / 6 以内、平成 22、23 年度は 2 / 6 以内、平成 24、25 年度は 1 / 6 以内となるよう設定
- ④特例の財源 国 1 / 2、県 1 / 2

2 現状

平成 15 年度から平成 17 年度までの 3 年間の平均で一人当たり老人医療給付費は、県全体で 815、902 円、神石高原町では、650、612 円で、乖離率は、20.25 % となっている。

3 事務局方針（案）

医療費の地域格差の特例については、次のとおり適用する。

- 対象市町 神石高原町
- 適用年数 6 年
- 減額率 均一保険料率に対して
平成 20、21 年度は、10.12 %
平成 22、23 年度は、6.75 %
平成 24、25 年度は、3.37 % 低く設定

（理由）

医療費の著しく低い市町に居住する被保険者に対して、設けられている制度であり、激変緩和措置として、最大限の 6 年間行い、円滑な制度導入を図るものとする。

なお、軽減された保険料相当額について、国及び県からの財政負担があり、当該軽減を適用することによる他の被保険者への影響もない。

ただし、今後、県及び国との協議・検討を積極的に行っていく必要がある。

4 添付書類

- 平成 15 年度から平成 17 年度の老人医療費の乖離（別紙 1）

【高齢者の医療の確保に関する法律附則第 14 条】

後期高齢者医療広域連合は、第 104 条第 2 項の規定にかかわらず、当該後期高齢者医療広域連合の区域のうち、被保険者に係る療養の給付等に要する費用の額が著しく低い市町村であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものの区域内に住所を有する被保険者の保険料については、平成 20 年 4 月 1 日から起算して 6 年以内において後期高齢者医療広域連合の条例で定める期間に限り、政令で定める基準に従い後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によって算定された保険料額によって課することができる。

- 2 後期高齢者医療広域連合が前項の規定により不均一の保険料の賦課をした場合において、当該賦課により得られるべき保険料の総額が第 104 条第 2 項本文の規定に基づく保険料の賦課を行うこととした場合に得られるべき保険料の総額に比べて減少することとなるときは、後期高齢者医療広域連合は、当該減少することとなる保険料の総額を基礎として政令で定めるところにより算定した額を、政令で定めるところにより、一般会計から後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れなければならない。
- 3 国は、政令で定めるところにより、前項の規定による繰入金の 2 分の 1 に相当する額を負担する。
- 4 都道府県は、政令で定めるところにより、第 2 項に規定による繰入金の 2 分の 1 に相当する額を負担する。

平成15年度から平成17年度の老人医療費の乖離

①実績

		老人医療受給対象者数			老人医療給付費		
		〔人〕			〔円〕		
		H15	H16	H17	H15	H16	H17
1	広島市	113,164	108,671	103,960	98,176,473,844	97,696,508,230	97,190,146,760
2	呉市	42,501	40,432	38,400	32,242,942,943	32,155,721,197	32,348,339,023
3	竹原市	5,993	5,752	5,514	4,801,016,506	4,720,334,751	4,777,552,655
4	三原市	18,056	17,283	16,506	14,659,058,758	14,799,767,554	14,614,941,628
5	尾道市	28,538	27,206	25,967	22,171,847,816	21,611,451,161	21,699,994,925
6	福山市	56,211	53,961	51,636	39,851,280,597	39,752,674,305	40,208,130,383
7	府中市	8,430	8,073	7,722	5,617,099,800	5,687,627,792	5,677,422,396
8	三次市	13,051	12,444	11,806	9,309,605,470	9,250,515,364	9,152,092,223
9	庄原市	11,556	11,046	10,464	7,523,832,322	7,518,433,095	7,371,752,858
10	大竹市	4,815	4,587	4,382	3,848,827,039	3,697,241,113	3,786,231,013
11	東広島市	19,490	18,687	17,927	15,495,413,848	15,093,391,389	14,856,984,477
12	廿日市市	14,473	13,928	13,378	11,866,570,496	11,924,864,345	12,372,462,990
13	安芸高田市	7,968	7,646	7,291	5,462,423,491	5,601,660,064	5,578,659,429
14	江田島市	6,935	6,633	6,320	5,049,710,889	5,187,785,577	5,341,905,284
15	府中町	4,837	4,626	4,450	4,310,408,912	4,284,275,317	4,444,276,577
16	海田町	2,629	2,521	2,425	2,143,089,681	2,180,123,643	2,226,326,414
17	熊野町	2,749	2,654	2,544	1,954,403,098	1,975,415,141	2,062,054,840
18	坂町	2,133	2,031	1,937	1,823,444,582	1,749,149,899	1,768,196,345
19	安芸太田町	2,701	2,589	2,445	2,022,887,358	2,047,437,843	2,107,533,280
20	北広島町	5,166	4,920	4,689	3,795,469,863	3,623,163,549	3,542,435,843
21	大崎上島町	2,796	2,659	2,518	2,027,764,217	2,010,655,362	2,043,742,196
22	世羅町	5,021	4,812	4,596	3,163,550,644	3,179,921,650	3,194,517,265
23	神石高原町	3,910	3,724	3,554	2,502,244,756	2,367,615,621	2,402,866,914
	県(計)	383,118	366,887	350,431	299,819,366,930	298,115,733,962	298,768,565,718

H15～H17の「被保険者数」及び「医療費(給付費)」は、県資料の実績数値を使用した。

老人医療受給対象者数: 当該年度における各月毎の老人医療受給対象者数の平均値を四捨五入。各市町合計＝県(計)とはならない。

②広域連合内の平均老人医療費に対する割合(差額)

		毎年の状況						直近3年間平均	
		H15		H16		H17		(H15-17)	
		医療費	割合	医療費	割合	医療費	割合	医療費	割合
		〔円〕	〔%〕	〔円〕	〔%〕	〔円〕	〔%〕	〔円〕	〔%〕
1	広島市	867,559	10.85	899,012	10.64	934,880	9.65	900,484	10.36
2	呉市	758,640	3.05	795,304	2.12	842,405	1.19	798,783	2.09
3	竹原市	801,104	2.36	820,642	0.99	866,440	1.62	829,395	1.65
4	三原市	811,866	3.74	856,319	5.38	885,432	3.85	851,206	4.32
5	尾道市	776,924	0.72	794,363	2.23	835,676	1.98	802,321	1.66
6	福山市	708,959	9.40	736,693	9.33	778,684	8.66	741,445	9.12
7	府中市	666,323	14.85	704,525	13.29	735,227	13.76	702,025	13.95
8	三次市	713,325	8.84	743,372	8.51	775,207	9.07	743,968	8.81
9	庄原市	651,076	16.80	680,648	16.23	704,487	17.36	678,737	16.81
10	大竹市	799,341	2.14	806,026	0.80	864,042	1.34	823,136	0.88
11	東広島市	795,044	1.59	807,695	0.59	828,749	2.79	810,496	0.66
12	廿日市市	819,911	4.77	856,179	5.36	924,837	8.47	866,976	6.25
13	安芸高田市	685,545	12.39	732,626	9.83	765,143	10.25	727,771	10.80
14	江田島市	728,149	6.95	782,118	3.74	845,238	0.86	785,168	3.76
15	府中町	891,133	13.87	926,130	13.97	998,714	17.14	938,659	15.04
16	海田町	815,173	4.16	864,785	6.42	918,073	7.68	866,010	6.14
17	熊野町	710,951	9.15	744,316	8.39	810,556	4.92	755,274	7.43
18	坂町	854,873	9.23	861,226	5.98	912,853	7.07	876,317	7.40
19	安芸太田町	748,940	4.29	790,822	2.67	861,977	1.10	800,580	1.87
20	北広島町	734,702	6.11	736,415	9.37	755,478	11.38	742,198	9.03
21	大崎上島町	725,238	7.32	756,170	6.93	811,653	4.79	764,354	6.31
22	世羅町	630,064	19.48	660,832	18.67	695,065	18.47	661,987	18.86
23	神石高原町	639,960	18.22	635,772	21.75	676,102	20.69	650,611	20.25
	県(平均)	782,577	0.00	812,555	0.00	852,575	0.00	815,902	

【 諮問事項 】 不均一保険料率（離島その他の医療の確保が著しく困難である地域の特例）の設定について

1 制度概要

離島その他の医療の確保が著しく困難である地域の特例
（高齢者の医療の確保に関する法律第104条第2項）

- ①特例期間 恒久制度
- ②対象地区 厚生労働大臣が定める無医地区及びこれに準じる地区
（別紙一覧表のとおり）
（※無医地区とは、医療機関がない地域で、当該地区の中心
的な場所を起点に、おおむね半径4km区域内に50人以上
が居住する地域で、容易に医療機関を利用できない地区）
- ③特例割合 広域連合均一保険料率の下限50%
- ④特例の財源 被保険者の保険料

2 現状

平成18年度老人保健医科・歯科受診率（1ヶ月100人当たり件数）を
検証してみると、対象地区145.7、県全体162.89であり、対象地
区を県全体と比較した場合89%程度である。

3 事務局方針（案）

次の理由により、離島その他の医療の確保が著しく困難である地域（以下
「無医地区等」という）の特例については、適用しない。

（理 由）

- （1）対象地区の受診率について、県全体と比較した場合89%程度であ
り、受診機会の大きな乖離があるとは認められないため。
- （2）国民健康保険、介護保険は、不均一保険料（税）の制度がなく、後期
高齢者医療制度のみ特例を適用した場合、制度間の不均衡が生じるため。
- （3）同一市町に居住する被保険者の間でも保険料が異なることになり、特
に不均一の適用を受けない対象地区近隣に居住する被保険者との間で
不公平感が強くなること。
- （4）減額分については、他の被保険者が負担をすることになり、減額分を
負担する他の被保険者から理解が得られにくいこと。
- （5）その他、対象地区に対しては、市町を中心にデマンドタクシー・地域
巡回バス等による受診機会の確保に努めている。

4 添付書類

- 広島県の無医地区等の受診率（別紙１）
- 広島県の無医地区等の一覧表（別紙２）

【高齢者の医療の確保に関する法律第１０４条第２項】

前項の保険料は、後期高齢者医療広域連合が被保険者に対し、後期高齢者医療広域連合の全区域にわたって均一の保険料率であることその他の政令で定める基準に従い後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によって算定された保険料額によって課する。ただし、当該後期高齢者医療広域連合の区域のうち、離島その他の医療の確保が著しく困難である地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する被保険者の保険料については、政令で定める基準に従い別に後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によって算定された保険料額によって課することができる。

広島県の無医地区等の受診率

$$\frac{\text{無医地区等に居住する対象者受診率}}{145.7} \div \frac{\text{県全体受診率}}{162.89} = \underline{89\%}$$

平成18年度老人保健集計値による

無医地区等を 有する市町名	無医地区等 に居住する 対象者 A	医科 (入院) 件数 B	医科 (外来) 件数 C	歯科 件数 D	計 B+C+D=E	受診率 ※ $E \div A \times$ $100 \div 12$
安芸太田町	94	123	1,356	171	1,650	146.28
安芸高田市	49	44	910	75	1,029	175.00
大竹市	58	41	886	59	986	141.67
尾道市	100	50	1,429	199	1,678	139.83
北広島町	180	181	2,946	224	3,351	155.14
呉市	71	26	1,230	66	1,322	155.16
庄原市	1,421	1,180	22,184	1,376	24,740	145.09
神石高原町	174	111	2,371	153	2,635	126.20
廿日市市	27	17	382	55	454	140.12
広島市	116	99	2,100	135	2,334	167.67
府中市	116	102	1,660	103	1,865	133.98
三原市	176	128	2,652	195	2,975	140.86
三次市	658	468	10,451	711	11,630	147.29
計	3,240	2,570	50,557	3,522	56,649	145.70
県全体	335,525	328,203	5,642,532	587,710	6,558,445	162.89

※ 1ヶ月100人当たり件数

広島県の無医地区等の一覧表

市 町 名	無 医 地 区 等 名	区 分	老人保健 対象人数
安芸太田町	猪山 平見谷	無医地区	57
安芸太田町	小板	無医地区に準じる地区	11
安芸太田町	打梨 那須 横川	無医地区に準じる地区	26
安芸高田市	智教寺	無医地区に準じる地区	9
安芸高田市	塩瀬	無医地区	29
安芸高田市	上青	無医地区に準じる地区	11
大竹市	大竹市阿多田	無医地区に準じる地区	58
尾道市	菅野（平木，大塔，仁野）	無医地区	66
尾道市	大和（大山田）	無医地区	34
北広島町	橋山	無医地区に準じる地区	16
北広島町	溝口	無医地区	62
北広島町	筏津	無医地区	38
北広島町	田原	無医地区	40
北広島町	共盛	無医地区に準じる地区	24
呉市	市原	無医地区	18
呉市	塩谷	無医地区	17
呉市	斎島	無医地区に準じる地区	14
呉市	三角	無医地区に準じる地区	22
庄原市	五箇	無医地区	43
庄原市	黒目	無医地区に準じる地区	54
庄原市	保田・山中・始終	無医地区に準じる地区	87
庄原市	小串・千鳥・栗田	無医地区に準じる地区	56
庄原市	持丸	無医地区に準じる地区	15
庄原市	上宮内	無医地区	27
庄原市	本谷	無医地区	13
庄原市	上湯川	無医地区	46
庄原市	和南原	無医地区	90
庄原市	奥門田	無医地区	36
庄原市	高暮	無医地区	20
庄原市	森脇	無医地区	77
庄原市	古頃	無医地区	50
庄原市	三河内	無医地区	155
庄原市	高茂・水越	無医地区	71
庄原市	重行	無医地区	74
庄原市	須川・山奥	無医地区	24
庄原市	本村・上谷	無医地区	68

市 町 名	無 医 地 区 等 名	区 分	老人保健 対象人数
庄原市	山津田・実留	無医地区	57
庄原市	大戸	無医地区	24
庄原市	大屋	無医地区	108
庄原市	熊野	無医地区	62
庄原市	三坂	無医地区	52
庄原市	大原	無医地区	14
庄原市	後油木	無医地区	29
庄原市	前油木	無医地区	44
庄原市	山家	無医地区	25
神石高原町	油屋地区	無医地区	16
神石高原町	木津和地区	無医地区	58
神石高原町	竹之上・久留美地区	無医地区	31
神石高原町	上野谷・矢名瀬地区	無医地区	27
神石高原町	永野南	無医地区	42
広島市	上多田地区	無医地区	62
広島市	打尾谷地区	無医地区	45
広島市	枋谷	無医地区に準じる地区	9
廿日市市	飯山 中道 地区	無医地区	27
府中市	階見	無医地区に準じる地区	87
府中市	岡屋	無医地区に準じる地区	29
三原市	篠 蔵宗	無医地区	99
三原市	上草井・下草井	無医地区	77
三次市	太郎丸	無医地区	35
三次市	品	無医地区に準じる地区	10
三次市	長伝地区	無医地区	26
三次市	春木地区	無医地区	8
三次市	辻塚地区	無医地区に準じる地区	33
三次市	後山地区	無医地区に準じる地区	28
三次市	神之瀬	無医地区に準じる地区	23
三次市	茂田	無医地区に準じる地区	19
三次市	寺原	無医地区に準じる地区	17
三次市	岡三渕	無医地区	16
三次市	大山	無医地区	57
三次市	光守	無医地区に準じる地区	120
三次市	徳市	無医地区	49
三次市	蜂郷	無医地区に準じる地区	19
三次市	光清地区	無医地区	14
三次市	舟迫・上壱歩・上郷・飯田	無医地区	184

【 諮問事項 】 葬祭費，その他の医療給付について

1 制度概要

高齢者の医療の確保に関する法律第86条第1項の規定により，死亡に関して必要な医療給付を行うものとされている。その給付は現金給付としての「葬祭費の支給」又は現物給付としての「葬祭の給付」のいずれかである。

同法第2項に定められているものは，広域連合の自主判断に委ねられている任意給付である。条文にある傷病手当金は被保険者が療養のため一定期間事業又は業務に従事できないときに支給するものである。

なお，それぞれの支給に係る財源は，被保険者から徴収する保険料である。

2 現状

(1) 葬祭費について

各市町の条例を調査したところ，全ての市町において「葬祭費を何円支給する」と規定している。また，全国の各広域連合においても現金給付としており，その支給額を検討している。

葬祭費支給額は，広島県内各市町の国民健康保険においては，最高で7万円から最低1万円までとなっており，その平均は約3万円となっている（別紙2参照）。

また，後期高齢者医療制度には国民健康保険だけではなく，社会保険等からも被保険者となるので，その構成比及び葬祭費額を調べたところ，市町の国民健康保険以外の葬祭費は，最高30万円から最低5万円である（別紙1参照）。

(2) その他の医療給付について

国民健康保険における広島県内各市町のその他の医療給付の支給状況は，別紙3のとおりである。

3 事務局方針（案）

(1) 葬祭費を支給し，その支給額は3万円とする。

(2) その他の医療給付は実施しない。

（理由）

(1) 広島県内の全ての市町において葬祭費を支給している。また，その財源は保険料であるが，被保険者の負担となる保険料は，極力抑えるべきである。その上で，支給額については，後期高齢者医療制度の被保険者は，国民健康保険だけでなく社会保険等からも被保険者となるが，構成比において大部分を占める国民健康保険の葬祭費の平均額とする。

(2) その他の医療給付は、それぞれ以下の理由により実施しない。

傷病手当金

全国の市町老人保健法下において支給していない。また、被保険者の大半の主たる収入は年金であり、傷病手当の意義を考慮すると支給する事例は想定が困難である。

出産育児一時金

後期高齢者医療の被保険者において、支給対象者となるものが想定できない。

精神・結核医療付加金等

現在実施が一町であるため、各市町の判断で対応していただくこととし、広域連合から給付は行わない。

4 事業量見込み及び保険料影響額

葬祭費について

別紙 1 のとおり死亡者数を推計すると、約 20,000 人（年平均）となり、それを基に、一人当たり保険料負担額を計算すると、約 1,800 円（年間）の負担となる。

5 添付書類

- 葬祭費について（別紙 1）
- 各市町別葬祭費支給額（別紙 2）
- 各市町における任意給付の実施状況（別紙 3）
- 都道府県別一人当たり老人医療費の状況（別紙 4）

高齢者の医療の確保に関する法律

第八十六条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者の死亡に関しては、条例の定めるところにより、葬祭費の支給又は葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。

2 後期高齢者医療広域連合は、前項の給付のほか、後期高齢者医療広域連合の条例の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の後期高齢者医療給付を行うことができる。

葬祭費について

1. 保険者別の整理表

		対象者数	構成比	葬祭費額
国民健康保険	市町	301,535	82.2%	1万円～7万円 平均2.9万円 (注1)
	国保組合	6,001	1.6%	5万円～30万円
小計		307,536	83.8%	
社会保険	政府	42,625	11.6%	5万円
	日雇	85	0.02%	不明
	健保組合	9,460	2.6%	5万円
	船員	259	0.1%	5万円
	共済	6,922	1.9%	5万円
小計		59,351	16.2%	
合計		366,887	100.0%	

平成16年度 広島県の老人医療 広島県福祉保健部総務管理局国保医療室編より

注1) 明細は別紙のとおり

2. 保険料への影響額

死亡者推計〔人〕 (注2)			被保険者推計〔人〕 (注3)		
H20	H21	H20-21平均	H20	H21	H20-21平均
19,414	20,054	19,734	327,935	338,747	333,341

注2) 人口動態統計年報（広島県）におけるH15～H17の平均死亡率5.92%を被保険者推計に乗じた

注3) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」（平成19年5月推計）より推計

(1) 3万円の場合

葬祭費推計〔円〕			一人当たり保険料負担額（年間）〔円／人〕		
H20	H21	H20-21平均	H20	H21	H20-21平均
582,412,560	601,614,672	592,013,616	1,776	1,776	1,776

(2) 5万円の場合【参考】

葬祭費推計〔円〕			一人当たり保険料負担額（年間）〔円／人〕		
H20	H21	H20-21平均	H20	H21	H20-21平均
970,687,600	1,002,691,120	986,689,360	2,960	2,960	2,960

(3) 30万円の場合【参考】

葬祭費推計〔円〕			一人当たり保険料負担額（年間）〔円／人〕		
H20	H21	H20-21平均	H20	H21	H20-21平均
5,824,125,600	6,016,146,720	5,920,136,160	17,760	17,760	17,760

3. 事務局案

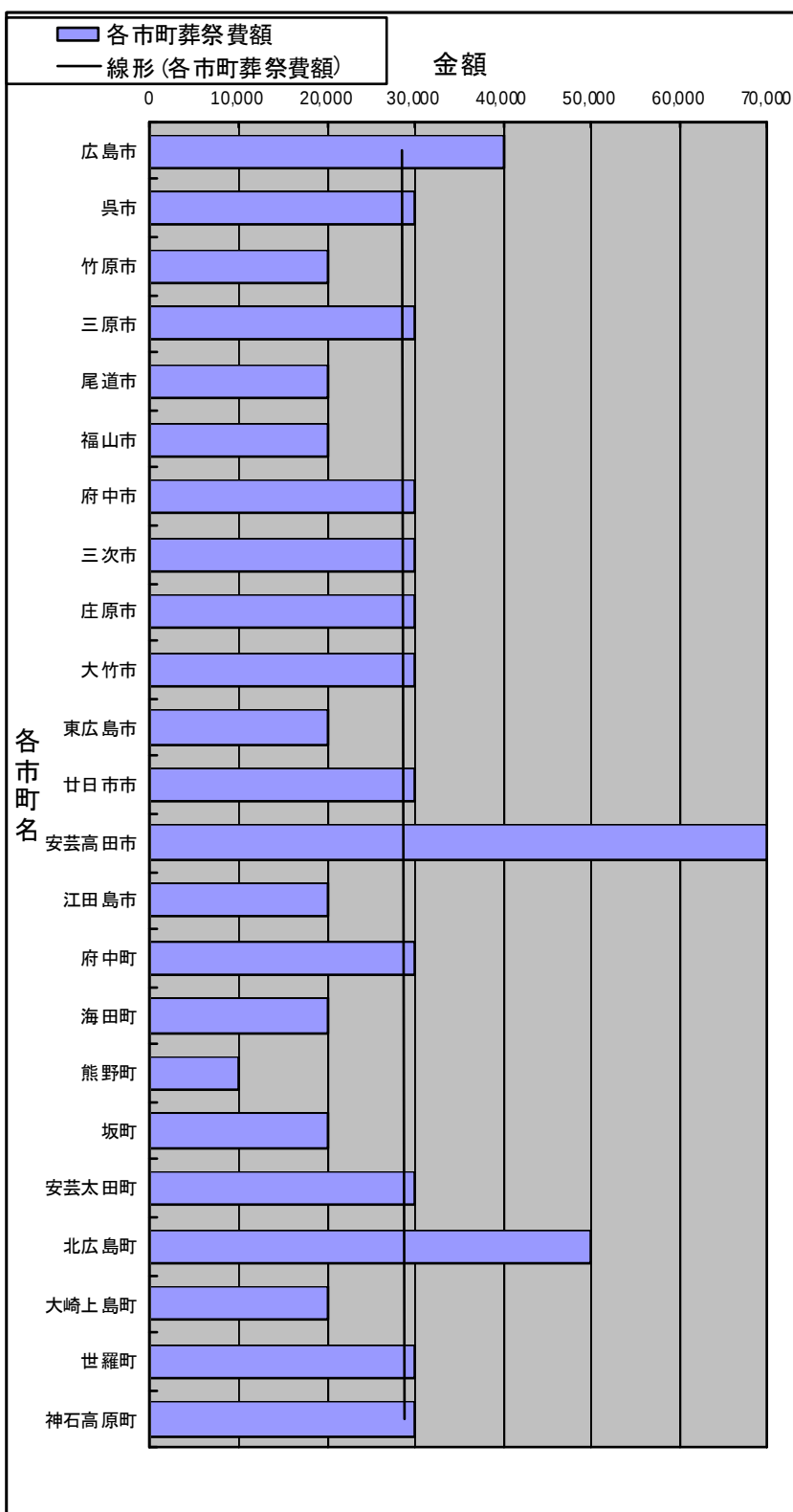
- ・ 葬祭費の支給額は3万円とする

【理由】

- ・ 被保険者の負担となる保険料は極力抑えるべきである
- ・ 後期高齢者医療制度の被保険者は、国民健康保険だけでなく社会保険等からも被保険者となるが、構成比において大部分を占める国民健康保険の葬祭費の平均額とする

各市町別葬祭費支給額

市町名	葬祭費	単独事業
広島市	40,000	
呉市	30,000	
竹原市	20,000	
三原市	30,000	
尾道市	20,000	
福山市	20,000	○
府中市	30,000	
三次市	30,000	
庄原市	30,000	
大竹市	30,000	
東広島市	20,000	
廿日市市	30,000	
安芸高田市	70,000	
江田島市	20,000	
府中町	30,000	○
海田町	20,000	○
熊野町	10,000	○
坂町	20,000	○
安芸太田町	30,000	
北広島町	50,000	
大崎上島町	20,000	
世羅町	30,000	
神石高原町	30,000	
平均	28,696	



単独事業とは、住民が近隣市の斎場を使用しなければならないため、葬祭費と斎場使用料の差額を一般会計から支給することである。

各市町における任意給付の実施状況

市町名	傷病手当金	出産育児一時金	精神・結核医療付加金
広島市	—	○	(○)
呉市	—	○	—
竹原市	—	○	—
三原市	—	○	—
尾道市	—	○	—
福山市	—	○	—
府中市	—	○	—
三次市	—	○	—
庄原市	—	○	—
大竹市	—	○	—
東広島市	—	○	—
廿日市市	—	○	—
安芸高田市	—	○	—
江田島市	—	○	—
府中町	—	○	○
海田町	—	○	(○)
熊野町	—	○	—
坂町	—	○	—
安芸太田町	—	○	—
北広島町	—	○	—
大崎上島町	—	○	—
世羅町	—	○	—
神石高原町	—	○	—
合計	0	23	3 (2)

() 内は国保会計以外での実施。

都道府県別一人当たり老人医療費の状況

平成19年7月10日付け国保新聞による
※一部負担金を含む

	平成17年度	
	順位	実 額 (円)
全 国 計		819,335
福 岡	1	1,013,973
北 海 道	2	997,045
高 知	3	966,870
長 崎	4	944,195
広 島	5	943,002
大 阪	6	932,511
沖 縄	7	931,785
佐 賀	8	912,893
鹿 島	9	898,708
熊 本	10	890,741
大 分	11	890,565
京 都	12	888,756
石 川	13	878,581
山 口	14	869,799
香 川	15	862,998
岡 山	16	859,408
兵 庫	17	834,898
徳 島	18	818,334
愛 媛	19	817,057
愛 知	20	805,546
東 京	21	802,330
福 井	22	801,478
奈 良	23	801,137
宮 崎	24	799,844
和 歌 山	25	798,182
鳥 取	26	790,327
滋 賀	27	785,032
埼 玉	28	772,269
富 山	29	771,896
島 根	30	770,428
福 島	31	761,518
秋 田	32	758,024
宮 城	33	754,407
神 奈 川	34	753,989
岐 阜	35	748,992
青 森	36	737,955
山 梨	37	734,576
群 馬	38	724,599
三 重	39	720,500
茨 城	40	715,604
栃 木	41	715,188
静 岡	42	713,232
岩 手	43	708,400
山 形	44	702,592
新 潟	45	698,907
長 野	46	685,030
	47	674,312

	平成18年度	
	順位	実 額 (円)
全 国 計		830,384
福 岡	1	1,025,162
北 海 道	2	996,302
高 知	3	986,293
広 島	4	955,571
長 崎	5	951,117
沖 縄	6	950,560
大 阪	7	950,314
鹿 島	8	913,716
熊 本	9	906,590
佐 賀	10	905,634
大 分	11	905,439
京 都	12	899,617
石 川	13	891,876
山 口	14	880,845
香 川	15	874,208
岡 山	16	870,777
兵 庫	17	850,762
徳 島	18	828,524
愛 媛	19	824,090
和 歌 山	20	820,186
鳥 取	21	818,011
滋 賀	22	814,512
宮 崎	23	813,375
福 井	24	810,140
奈 良	25	809,112
愛 知	26	805,245
東 京	27	801,797
滋 賀	28	781,060
鳥 取	29	780,853
島 根	30	779,736
福 島	31	770,934
神 奈 川	32	770,302
宮 城	33	768,134
秋 田	34	765,068
岐 阜	35	763,608
青 森	36	751,029
山 梨	37	749,917
群 馬	38	746,299
三 重	39	729,736
茨 城	40	722,567
栃 木	41	722,450
静 岡	42	721,045
岩 手	43	713,986
山 形	44	704,033
新 潟	45	701,783
長 野	46	695,581
	47	686,314

【 諮問事項 】 保健事業について

1 根拠規定

老人保健法に基づく市町村事業として実施されているが、医療制度改革に伴い 75 歳以上の後期高齢者については、「高齢者の医療の確保に関する法律」（以下「高確法」という。）第 125 条の規定により、後期高齢者医療広域連合が取り組むものとされている。

努力規定	健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康増進に必要な事業
できる規定	療養のために必要な用具又は資金の貸付事業

2 現状

老人保健法に基づく県内市町の平成 18 年度の実施状況については次のようになっている。

種 別		実 施 市町数	受 診 者 数	備考（平成 20 年度以降の取扱等） [根拠法等、実施主体]
法 定	健康教育、相談	介護保険法の介護予防事業として実施		介護保険法 [義務、市町] 高確法 [努力規定、広域連合]
	基本健康診査 （うち後期高齢者）	23	147,637 人 （29,002 人）	高確法（75 歳未満）[義務、市町] 高確法 [努力規定、広域連合]
	療養用具の貸付	0	0	高確法 [できる規定、広域連合]
	療養資金の貸付	15	—	高確法 [できる規定、広域連合]
	リハビリ事業	1	6 人	介護保険法 [義務、市町]
	訪問指導	2	300 人	介護保険法 [義務、市町]
	人間ドック助成	16	11,624 人	健康増進法 [努力、市町]
	骨粗鬆症検査	2	407 人	健康増進法 [努力、市町]
	がん検診等補助	9	4,925 人	健康増進法 [努力、市町]
	感染症予防	2	600 人	健康増進法 [努力、市町]
	歯科相談等	2	243 人	健康増進法 [努力、市町]
任 意	はり・きゅう施術	4	105,734 人	任意（市町の判断）
	健康表彰	8	9,139 人	任意（市町の判断）
	施設利用補助	3	13,748 人	任意（市町の判断）

3 事務局方針（案）

(1) 基本的な考え方

- ・ 保健事業に要する費用は原則保険料で賄うこととなるため、被保険者の保険料負担への影響額なども考慮し、必要最小限な事業にとどめることとする。
- ・ そのため、当面、『努力規定の事業』については、現行の老人保健事業で全ての市町において実施されている事業を実施することとし、『できる規定の事業』及び一部の市町で実施されている任意事業については実施しないこととする。

(2) 実施事業

- 健康診査とする。

(理由) 現行の老人保健事業で全ての市町において実施されていること。

中高年からの特定健診との継続性を確保することにより、生活習慣病予防等に効果があると認められるため。

- 健康診査の内容は、原則、高確法に基づき市町が75歳未満の者に対して行う特定健診と同じ検査項目とする。ただし、腹囲検査は行わない。また、心電図及び眼底検査のように医師が必要と認めて検査を行うものは対象としない。
- なお、健康相談、健康教育は、現在実施されている介護保険法の事業による対応とする。

(3) 実施方法

- 当初、広域連合が主体となって実施（市町への委託可）することとされていたが、健診単価が各市町で異なっており、広域連合で統一単価を設定することが困難という実態があること、さらには、保険料負担の逓減化のためには、国と市町からの財源補填（補助）が必要との考えから、市町が主体となって実施し、それに対し国、広域連合が補助する方式が新たに示された。
- 二つの手法について精査した結果、補助方式の方が、各市町の実態に即した健診事業が行えること及び広域連合で集約調整する時間的ロスがなくなり、事業が効率的に実施できるメリットがあるため、補助方式で実施する方向で検討したいと考えている。
- また、介護予防事業における生活機能評価事業については、対象者及び健診項目に一部重複するものがあるため、原則、後期高齢者の健康診査は生活機能評価と同時に行い、受診者の負担軽減と事業費の節減を図ることとする。

4 保健事業（健康診査）の事業費と保険料への影響額（粗い試算）

国の将来推計人口による被保険者見込数と、平成18年度における県内市町の実績による受診率及び健診単価等をもとに事業費と保険料への影響額を試算すると次のようになる。

(1) 事業費見込額

108,779千円	国庫補助対象分	85,668千円	国庫補助額	28,556千円
			市町負担額	28,556千円
			保険料負担額	28,556千円
	国庫補助対象外	23,111千円	※基本的には保険料で負担	

注) 国庫補助対象分については、補助要綱により負担割合が定められる予定。

注) 国庫補助単価が実勢単価とくらべ低く設定される見込みであるため、対象外（超過）経費が大きい。

(2) 保険料への影響見込額

国庫補助対象外分の経費について保険料で全て賄うとした場合、保険料への影響額は、158円と見込まれる。

	全額保険料で負担する場合
国庫補助対象分	88円
国庫補助対象外分	70円
計	158円

28,556千円÷327,935人
23,111千円÷327,935人

5 添付資料

- 老人保健法における平成 18 年度の保健事業の実施状況（別紙 1－1）
- 平成 18 年度基本健康診査実施状況（別紙 1－2）
- 健康診査の項目と他法との関係について（別紙 2）
- 保健事業（健康診査）に係る経費と保険料への影響額の粗い試算（別紙 3）

高齢者の医療の確保に関する法律

第五節 保健事業

第二百五条 後期高齢者医療広域連合は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

2 後期高齢者医療広域連合は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、後期高齢者医療給付のために必要な事業、被保険者の療養のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康の保持増進のために必要な事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。

4 前項の指針は、健康増進法第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

老人保健法における平成18年度保健事業の実施状況

別紙 1 - 1

種 別		平成18年度の実績																							受診者数		受診率	事業費		備考 (平成20年度以降の取扱等) (根拠法等,実施主体)
		市町村別の実施状況																												
		広島市	呉市	竹原市	三原市	尾道市	福山市	府中市	三次市	庄原市	大竹市	東広島市	廿日市市	安芸高田市	江田島市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町	大崎上島町	世羅町	神石高原町				計	平均単価	
法 定 分	基本健康診査	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	23	147,637人	1.8%	7,061円	1,138,131,734円	高確法【75歳未満】(義務,市町)	
	(うち後期高齢者分)																								29,002人	8.6%	7,695円	223,163,624円	高確法【75歳以上】(努力,広域連合)	
	療養用具の貸付																							0	—	—	—	—	高確法(できる規定,広域連合)	
	療養資金の貸付	●		●		●			●	●	●		●	●		●	●	●		●	●		●	15					高確法(できる規定,広域連合)	
	健康教育・健康相談																							0	—	—	—	—	介護保険法(義務,市町)	
	リハビリ事業			●																				1	212人	—	15,000円	3,180,000円	介護保険法(義務,市町)	
	訪問指導	●		●																				2	300人	—	700,000円	210,000,000円	介護保険法(義務,市町)	
	人間ドック等		●	●	●	●	●		●		●	●	●	●		●						●		16	11,624人	—	20,000円	232,480,000円	健康増進法(努力,市町)	
	骨粗鬆症検査			●																				2	407人	—	4,500円	1,831,500円	健康増進法(努力,市町)	
	がん検診等補助			●	●	●		●		●		●	●									●		9	4,925人	—	7,000円	34,475,000円	健康増進法(努力,市町)	
	感染症予防									●													●	2	600人	—	4,000円	2,400,000円	健康増進法(努力,市町)	
	歯科相談等		●							●														2	243人	—	1,300円	315,900円	健康増進法(努力,市町)	

市 町 任 意	はり・きゅう施術	●	●		●							●													4	105,734人	7.5%	10,000円	1,057,340,000円	任意(各市町の判断)
	健康表彰	●	●	●			●				●		●				●					●			8	9,139人	4.3%	4,000円	36,556,000円	任意(各市町の判断)
	施設利用補助		●				●				●														3	13,748人	4.2%	4,000円	54,992,000円	任意(各市町の判断)

注1) ●は国保持会からの支出を示す。 — は一般会計からの支出又は老人保健対象者は適用除外としているものを示す。

注2) 受診率は、「受診者数÷実施市町の40歳以上の国保加入者数」を示す。

うち、カッコ書きの後期高齢者に係るものについては、「後期高齢者受信者数÷後期高齢者人口」を示す。

注3) 平均単価は、実施市町での単価の平均を示す。

注4) 基本健康診査の実施状況の詳細については別紙1 - 2のとおり。

別紙 1-2

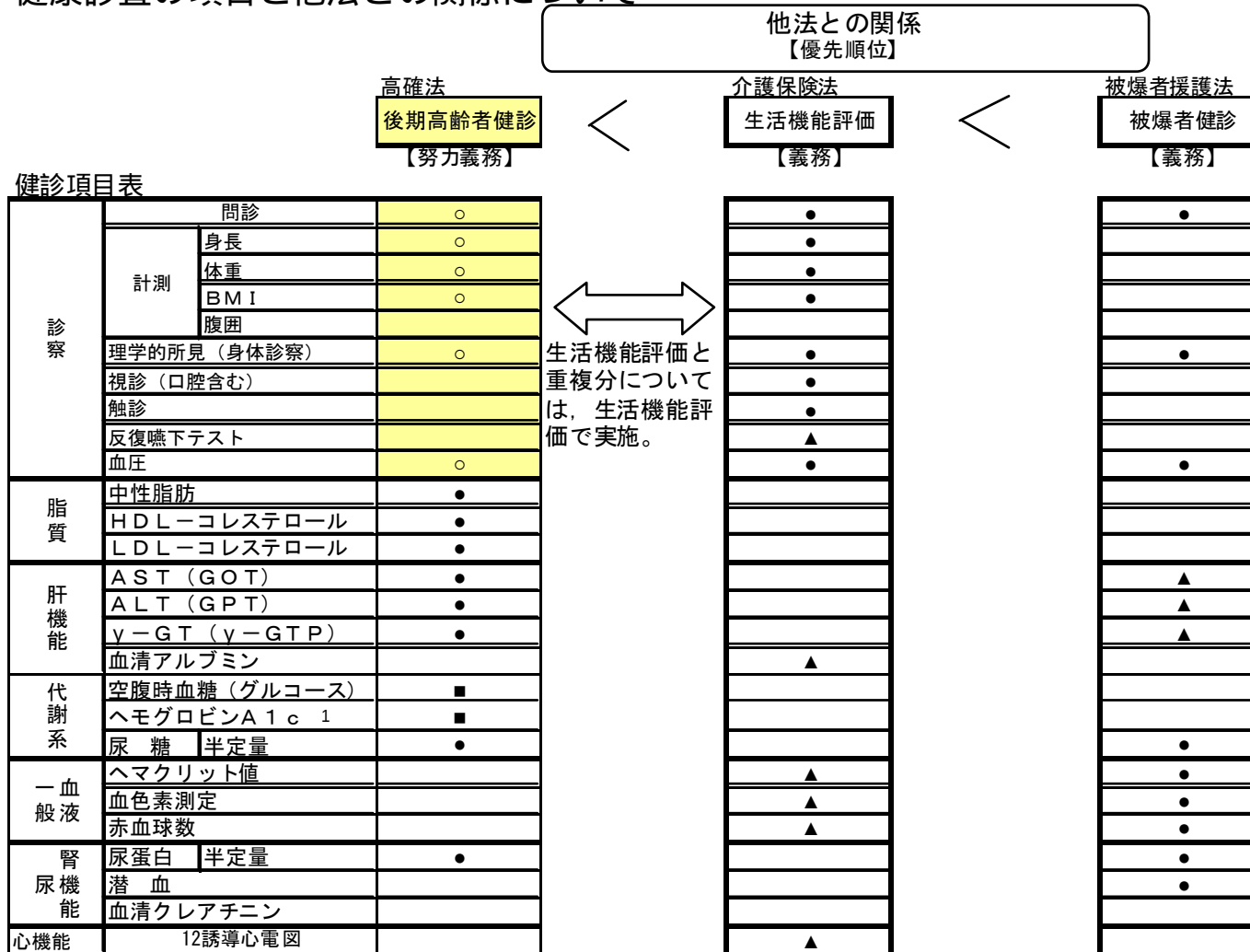
平成18年度基本健康診査実施状況

	A 受診者総数	B 18年度委託 金額	C 一人当たり平均金額 (C=A/B)				D 75歳以上 受診者数				E 75歳以上に係る 経費	75歳以上の 基本健康診査 自己負担金	後期高齢者 人口	受診率	備 考
				集団検診	病院施設検診	個別健康診断		集団検診	病院施設検診	個別健康診断					
広島市	51,754	451,560,554	8,725	7,092	7,978	9,972	7,926	2,298	1,576	4,052	69,276,901	0	100,521	7.88%	
呉市	11,094	70,843,448	6,386	3,383		9,972	1,977	763		1,214	14,687,043	0	36,212	5.46%	
竹原市	2,189	21,828,708	9,972			9,972	1,039			1,039	10,360,908	0	5,306	19.58%	
三原市	5,483	40,643,964	7,413	5,880	7,978	9,972	808	426	167	215	5,981,186	0	15,975	5.06%	
尾道市	6,998	49,620,432	7,091	4,630	7,978	9,972	1,563	509	500	554	11,743,563	0	24,717	6.32%	
福山市	19,195	169,944,494	8,854	6,973	7,167	9,972	4,712	776	89	3,847	44,411,188	0	49,503	9.52%	
府中市	2,390	20,837,326	8,719	8,410		10,116	581	390		191	5,212,142	0	7,460	7.79%	
三次市	3,676	9,655,588	2,627	2,627			1,160	1,160			3,046,921	0	12,500	9.28%	
庄原市	4,001	38,551,912	9,636	3,080	6,069		773	773	0		2,470,510	1,037,900	9,956	7.76%	75歳以上は 個別検診対象外
大竹市	1,762	11,082,980	6,290			6,290	335			335	2,107,150	0	4,240	7.90%	必須科目合計額
東広島市	8,892	40,103,084	4,510	3,314		9,972	1,371	957		414	7,300,191	0	17,361	7.90%	
廿日市市	4,124	29,445,360	7,140	7,140			704	704			5,026,560	0	12,453	5.65%	
安芸高田市	4,611	24,948,932	5,411	4,567		8,400	1,162	987		175	5,977,629	0	7,031	16.53%	
江田島市	2,036	16,362,957	8,037	7,061		9,903	471	273		198	3,888,488	0	6,020	7.82%	
府中町	4,949	49,351,428	9,972			9,972	1,136			1,136	11,328,192	0	4,297	26.44%	
海田町	1,661	13,117,756	7,898	5,734		9,972	187	95		92	1,462,126	0	2,314	8.08%	
熊野町	2,476	17,431,040	7,040	7,040			220	220			1,548,800	0	2,446	8.99%	
坂町	744	3,422,400	4,600	4,600			121	121			556,600	0	1,873	6.46%	
安芸太田町	2,051	11,184,504	5,453	5,453			540	540			2,944,726	540,000	2,342	23.06%	
北広島町	2,490	14,816,425	5,950	5,600		8,076	838	838			4,692,800	0	4,515	18.56%	
大崎上島町	1,328	7,462,920	5,620	5,595		8,140	355	347		8	2,006,499	0	2,415	14.70%	
世羅町	1,318	12,593,490	9,555	9,555			369	369			3,525,795	0	4,421	8.35%	心電図等を含む
神石高原町	2,415	13,322,032	5,516	5,516			654	654			3,607,706	0	3,385	19.32%	
合計	147,637	1,138,131,734					29,002	13,200	2,332	13,470	223,163,624	1,577,900	337,263		
平均			7,061	5,663	7,434	9,378								8.60%	

- * 広島市については17年度の人口に16年度の実績を係数として算出したもの
- * CとFの数値が異なる理由は以下のとおり
- ・Cは集団検診、病院施設検診及び個別健康診断の平均値を割り戻したもの
- ・Fは75歳以上に係る総経費を総受診者数で割り戻したもの

1人当たりに係る経費(F=E/D) 7695円

健康診査の項目と他法との関係について



※ 生活機能評価との
共同実施につい

介護保険法に基づく生活機能評価は介護保険者（市町）が65歳以上の住民を対象に実施する義務がある。

65歳以上のものについては、後期高齢者（75歳以上）の健診と対象者が重複するので、受診者負担の軽減を図るため、原則、同時実施とする。

なお、重なる項目の費用負担は

「生活機能評価と後期高齢者の重複では、義務付けで実施する生活機能評価が優先」する取り扱いを行う。

- 必須項目
- ▲ 医師の判断に基づき選択的に実施する項目
- いずれかの項目で実施可能

* 被爆者についての考察

被爆者は被爆者健診において、精密検査を受診できる機会もあり、十分な健康管理が行われているため、後期高齢者の健診は実施しない。

保健事業(健康診査)に係る経費と保険料への影響額の粗い試算

19.9. 広島県後期高齢者医療広域連合

国の将来推計人口による被保険者見込数と、県内市町の平成18年度実績の受診率及び単価等を用いて試算した。

1 被保険者見込

国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」（平成19年5月推計）より推計。

H20 (a)	H21	H20-21平均
327,935人	338,747人	333,341人

2 平成18年度の実績（老人保健制度による後期高齢者の基本健診の実績）

(1) 受診者数と受診率

平成18年度実績による受診者数と受診率。

後期高齢者数 (b)	受診者数 (c)	受診率(d)=(b)÷(c)
337,263人	29,002人	8.6%

(2) 受診者の健診別内訳

健診方式別の受診者数とその割合。

受診者数	健診方式	健診別受診者数	受診者構成比 (e)
29,002人	病院個別	13,470人	46.5%
	病院一括	2,332人	8.0%
	集 団	13,200人	45.5%

3 平成20年度の推計（経費と保険料への影響額）

(1) 健診受診者見込

平成18年の健診実績に基づき平成20年にかかる健診受診者を推計。

被保険者数 (a)	受診率 (d)	受診者数 (f)=(a)×(d)	健診方式	受診者構成比 (e)	健診別受診者見込 (g)=(f)×(e)
327,935人	8.6%	28,202	病院個別	46.5%	13,114人
			病院一括	8.0%	2,256人
			個 別	45.5%	12,832人

(2) 健診基準単価

平成18年度の健診別市町単価をもとに、生活機能評価重複分と自己負担分を差し引いたもので仮算定。

健診方式	市町平均単価 (h)	生活機能評価重複分 (i)	受診者自己負担分 (j)	健診基準単価（見込） (k)=(h)-(i)-(j)
病院個別	9,378円	3,173円	700円	5,505円
病院一括	7,434円	3,173円	500円	3,761円
集 団	5,663円	3,173円	300円	2,190円

(3) 健診費用推計

健診受診者推計に健診基準単価を乗じて、平成20年健診費用を積算。

健診方式	健診受診者見込 (g)	健診基準単価 (k)	健診費用推計額 (l)=(g)×(k)
病院個別	13,114人	5,505円	72,192,570円
病院一括	2,256人	3,761円	8,484,816円
集 団	12,832人	2,190円	28,102,080円
計	28,202人		108,779,466円

(4) 国庫補助見込額

健診一人当たりの国の助成額から単価を算出し、健診受診者見込を乗じて推計。

健診方式	健診受診者見込 (g)	課税・非課税の割合 (m)	課税・非課税別健診受診者見込数 (n)=(g)×(m)	国庫補助推定単価 (o)	国庫補助見込額 (p)=(n)×(o)
病院個別	13,114人	課税者 38.5%	5,049人	1,110円	5,604,390円
		非課税者 61.5%	8,065人	1,430円	11,532,950円
集団(病院一括、個別)	15,088人	課税者 38.5%	5,809人	640円	3,717,760円
		非課税者 61.5%	9,279人	830円	7,701,570円
計	28,202人		28,202人		28,556,670円

※課税・非課税の割合は平成19年9月6日現在での見込によるもの。

※国庫補助推定単価は平成20年度の国の概算要求によるもの。

(5) 健診費用の財源構成

健診費用見込 (l)	国庫補助対象分				国庫補助対象外分 (r)=(l)-(q)
	国庫負担 (p)	保険料負担額	市 町	小 計 (q)	
108,779,466円	28,556,000円	28,556,000円	28,556,000円	85,668,000円	23,111,466円

※ 国庫補助対象分の負担割合は国1／3、被保険者（保険料）1／3、市町1／3の予定。

(6) 国庫補助対象分の保険料への影響見込額

88円 〈 (p)÷(a)=28,556,000円÷327,935人 〉

(7) 国庫補助対象外(超過)分の負担割合と保険料への影響見込額

	全額保険料で負担
被保険者負担額	23,111,466円
保険料への影響額	70円

(8) 健診事業の保険料への影響見込額（(6)+(7)）

保険料影響額	全額保険料で負担
国庫補助対象分 (6)	88円
国庫補助対象外分(7)	70円
計	158円